

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 2 月 21 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第 2 号

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合手数料条例（平成12年北上地区消防組合条例第1号）別表の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	手数料の金額		手数料を徴収する事項	手数料の金額	
1 [略]	[略]		1 [略]	[略]	
2 消防法第11条第1項前段の規定により、製造所の設置の許可申請に対する審査	ア～エ [略]	[略]	2 消防法第11条第1項前段の規定により、製造所の設置の許可申請に対する審査	ア～エ [略]	[略]
	オ 指定数量の倍数が200を超えるもの	<u>9万1,000円</u>		オ 指定数量の倍数が200を超えるもの	<u>9万2,000円</u>
2の2～2の4 [略]	[略]		2の2～2の4 [略]	[略]	
2の5 消防法第11条第1項前段の規定により、特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外タンク貯蔵所のうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項の2の6において「浮き屋根式特定屋	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>82万円</u>	2の5 消防法第11条第1項前段の規定により、特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外タンク貯蔵所のうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項の2の6において「浮き屋根式特定屋	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>83万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1	<u>99万円</u>		イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1	<u>101万円</u>

外タンク貯蔵所」という。) 浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所のうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(2の6において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可申請に対する審査

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>110万円</u>
エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>140万円</u>
オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>164万円</u>
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリッ	<u>385万円</u>

外タンク貯蔵所」という。) 浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所のうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(2の6において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可申請に対する審査

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>112万円</u>
エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>142万円</u>
オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>166万円</u>
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリッ	<u>388万円</u>

	トル以上30万 キロリットル 未満のもの			トル以上30万 キロリットル 未満のもの	
	キ 危険物の貯 蔵最大数量が 30万キロリッ トル以上40万 キロリットル 未満のもの	<u>509万円</u>		キ 危険物の貯 蔵最大数量が 30万キロリッ トル以上40万 キロリットル 未満のもの	<u>510万円</u>
	ク [略]	[略]		ク [略]	[略]
2の6 消防法第11条 第1項前段の規定よ り、浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所の 設置の許可申請に対 する審査	ア 危険物の貯 蔵最大数量が 1,000キロリ ットル以上 5,000キロリ ットル未満の もの	<u>112万円</u>	2の6 消防法第11条 第1項前段の規定よ り、浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所及 <u>び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所</u> の設置 の許可申請に対する 審査	ア 危険物の貯 蔵最大数量が 1,000キロリ ットル以上 5,000キロリ ットル未満の もの	<u>113万円</u>
	イ 危険物の貯 蔵最大数量が 5,000キロリ ットル以上1 万キロリット ル未満のもの	<u>133万円</u>		イ 危険物の貯 蔵最大数量が 5,000キロリ ットル以上1 万キロリット ル未満のもの	<u>134万円</u>

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>148万円</u>
エ [略]	[略]
オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>212万円</u>
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>433万円</u>
キ～ク [略]	[略]
2の6の2～2の14 [略]	[略]
2の15 消防法第11条	ア～エ [略] [略]

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>150万円</u>
エ [略]	[略]
オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>214万円</u>
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>435万円</u>
キ～ク [略]	[略]
2の6の2～2の14 [略]	[略]
2の15 消防法第11条	ア～エ [略] [略]

第1項前段の規定により、一般取扱所の設置の許可申請に対する審査	オ 指定数量の倍数が200倍を超えるもの	<u>9万1,000円</u>
3～7の3 [略]	[略]	
7の4 消防法第11条の2第1項の規定により、設置の許可に係る完成検査前検査の溶接部検査	ア～イ [略]	[略]
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>95万円</u>
	エ [略]	[略]
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>165万円</u>

第1項前段の規定により、一般取扱所の設置の許可申請に対する審査	オ 指定数量の倍数が200倍を超えるもの	<u>9万2,000円</u>
3～7の3 [略]	[略]	
7の4 消防法第11条の2第1項の規定により、設置の許可に係る完成検査前検査の溶接部検査	ア～イ [略]	[略]
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>99万円</u>
	エ [略]	[略]
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>172万円</u>

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>318万円</u>
キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>389万円</u>
ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>445万円</u>

7の5～8の5 [略]

[略]

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>332万円</u>
キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>406万円</u>
ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>465万円</u>

7の5～8の5 [略]

[略]

9 消防法第14条の3 第1項又は第2項の 規定により、特定屋 外タンク貯蔵所（岩 盤タンクに係る屋外 タンク貯蔵所を除く 。）の保安に関する 検査	ア [略]	[略]
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>41万円</u>
	ウ [略]	[略]
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>92万円</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>116万円</u>
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリッ	<u>283万円</u>	

9 消防法第14条の3 第1項又は第2項の 規定により、特定屋 外タンク貯蔵所（岩 盤タンクに係る屋外 タンク貯蔵所を除く 。）の保安に関する 検査	ア [略]	[略]
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>43万円</u>
	ウ [略]	[略]
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>96万円</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>121万円</u>
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリッ	<u>295万円</u>	

	トル以上30万 キロリットル 未満のもの			トル以上30万 キロリットル 未満のもの	
	キ 危険物の貯 蔵最大数量が 30万キロリッ トル以上40万 キロリットル 未満のもの	<u>347万円</u>		キ 危険物の貯 蔵最大数量が 30万キロリッ トル以上40万 キロリットル 未満のもの	<u>362万円</u>
	ク 危険物の貯 蔵最大数量が 40万キロリッ トル以上のも の	<u>400万円</u>		ク 危険物の貯 蔵最大数量が 40万キロリッ トル以上のも の	<u>417万円</u>
9の2～9の3	[略]		9の2～9の3	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。